

告示

埼玉県告示第七十二号

平成十九年埼玉県告示第五百六十二号（会計管理者事務の一部委任）の一部を次のように改正し、令和五年十月一日から施行する。

令和五年九月二十九日

埼玉県知事 大野 元裕

別表第一第十四項第一号中「現金（）」の下に「法律第二百三十一条の二の五第一項の規定に基づき指定納付受託者から出納総務課に納付されるもの、」を加え、同項第四号中「第四項第一号」を「第五項第一号」に改め、同項第五号中「第四項第二号」を「第五項第二号」に改め、同項第六号中「第四項第三号」を「第五項第三号」に改め、同項を同表第十五項とし、同表第十三項を同表第十四項とし、同表第十二項を同表第十三項とし、同表第十一項第一号中「現金」の下に「（法律第二百三十一条の二の五第一項の規定に基づき指定納付受託者から出納総務課に納付されるものを除く。）」を加え、同項を同表第十二項とし、同表第十項を同表第十一項とし、同表第九項中「出納員の所属する課等」を「警察本部施設課」に改め、同項を同表第十項とし、同表第八項を同表第九項とし、同表第七項中「第五項」を「第六項」に改め、同項第一号中「現金」の下に「（法律第二百三十一条の二の五第一項の規定に基づき指定納付受託者から出納総務課に納付されるものを除く。）」を加え、同項を同表第八項とし、同表第六項第一号中「現金」の下に「（法律第二百三十一条の二の五第一項の規定に基づき指定納付受託者から出納総務課に納付されるものを除く。）」を加え、同項を同表第七項とし、同表第五項を同表第六項とし、同表第四項第一号中「第十四項」を「第十五項」に改め、同項を同表第五項とし、同表第三項の次に次の一項を加える。

4	出納総務課の出納員（課長の職にある出納員並びに出納審査幹及び課長があらかじめ指定する専門員の職にある出納員を除く。）
六	一 地方自治法（以下「法律」という。）第二百三十一条の二の五第一項の規定に基づき指定納付受託者から出納総務課に納付される現金（次号の現金を除く。）の収納及び保管を行うこと。 二 出納総務課に属する現金の収納（国費に係るものを除く。）及び保管を行うこと。 三 出納総務課に属する即日払出しを要する入札保証金の払出しを行うこと。 四 出納総務課に属する有価証券、物品（埼玉県証紙を除く。）及び占有動産の収納及び保管を行うこと。 五 出納総務課に係る支出負担行為のうち、規則第四十八条第二項に定める支出命令書及び支出負担行為兼支出命令書により支出の命令をするもの及び当該支出に係る精算調書により支出の命令をするものに関する確認を行うこと。 六 出納総務課に係る誤納金又は過納金の戻出の決定に

七 関する確認を行うこと。 出納総務課に係る支出負担行為で、資金前渡及び概算払に係る精算調書の審査を行うこと。
八 出納総務課に係る公共料金について私人に支出の事務を委託した場合において、規則第六十三条の第三項の規定による精算調書等の提出を受けること。
九 出納総務課に属する歳入歳出外現金の払出しの通知の審査を行うこと。

別表第二第一項中「第五項まで」を「第三項まで、第五項及び第六項」に改める。